



屋外広告物のしおり



まちにはさまざまな屋外広告物が多数掲出されています。

このような屋外広告は、ある面ではまちを活気づけるものですが、無秩序に掲出されるとまちの景観を損なうことになり、また設置工事や維持管理が適正に行われていないと、公衆に危害を及ぼすおそれがあります。

豊中市では、良好な景観の形成と、風致の維持及び公衆に対する危害防止のため、豊中市屋外広告物条例（平成 23 年 12 月 21 日制定、以下「条例」という。）を定め、屋外広告物の表示・掲出物件の設置・維持管理について、規制及び指導を行っています。

この「屋外広告物のしおり」は、条例及び同施行規則の概要をわかりやすく示したものです。詳細な内容については、条例・施行規則、市ホームページをご確認ください。

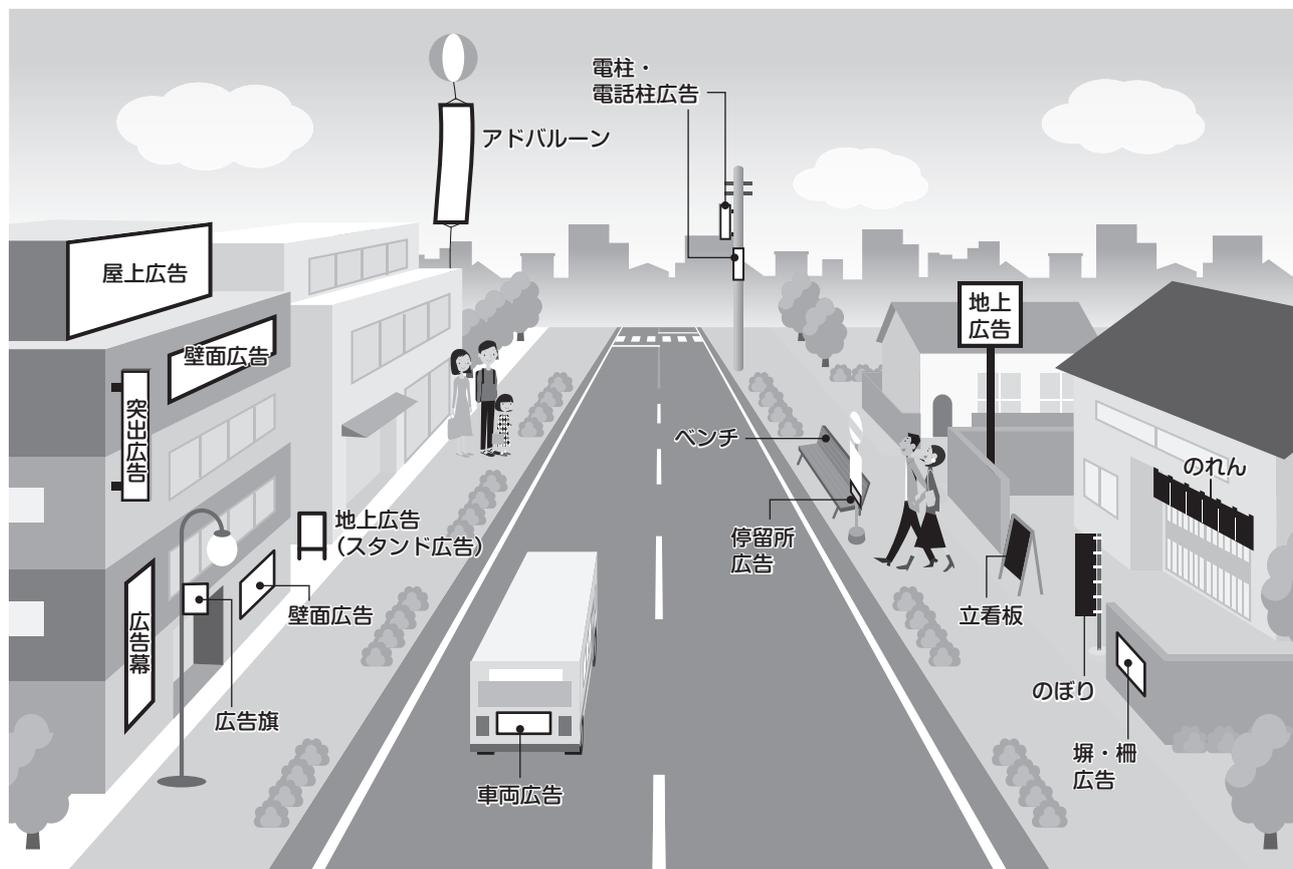
目次

1. 屋外広告物とは	P1
2. 屋外広告物のあり方	P1
3. 屋外広告物を設置してはならない地域・物件と許可地域	P2
4. 制限・許可基準の一覧	P3
5. 基本的な景観配慮事項	P5
6. 手続きのながれ	P7
7. 適用除外となる屋外広告物	P8
8. 申請・届出手続きの種別	P9
9. 事前協議について	P10
10. 許可申請手続きについて	P11
11. 許可手数料と許可の期間	P12
12. 許可証交付後の手続き	P12
13. 屋外広告業の登録手続きについて	P13
14. 屋外広告業の特例届出手続きについて	P13
15. 安全管理の義務と管理者の設置	P15
16. その他	P15

1. 屋外広告物とは

屋外広告物とは屋外広告物法第2条に規定されている「常時又は一定の期間継続して屋外で公衆に表示されるもの」で、次のようなものをいいます。

表示内容の営利性や公共性を問わず、個人の名前や法人の名称、事務所・営業所名、商品名・商標・シンボルマーク等も含み、またそれらを設置する掲出物件も含まれます。



■ 次のものは、屋外広告物に該当しません。

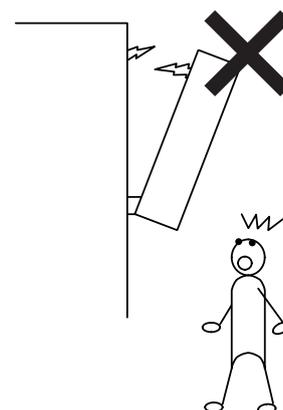
- ・ 建築物の屋内や車両の内側に表示されるもの（例：窓ガラスに内側から表示されているもの）
- ・ 駅、工場、野球場内等で、その構内にいる特定の人を対象とするもの
- ・ 音響によるもの
- ・ 街頭で配布されるビラやチラシなど

2. 屋外広告物のあり方

広告物又は掲出物件は、良好な景観もしくは風致を害し、又は公衆に対し危害を及ぼすおそれのないものでなければなりません。（条例第3条）

また、次のような広告物は掲出することはできません。（条例第8条）

- ・ 著しく汚染し、退色し、又は塗料等のはく離したもの
- ・ 著しく破損し、又は老朽したもの
- ・ 倒壊又は落下のおそれがあるもの
- ・ 信号機又は道路標識等に類似し、又はこれらの効用を妨げるようなもの
- ・ 道路交通の安全を阻害するおそれのあるもの



3. 屋外広告物を設置してはならない地域・物件と許可地域

豊中市では、屋外広告物等を出すこと（屋外広告物を表示し又は屋外広告物を掲出する物件を設置することも含む）を禁止している地域を禁止地域、また、街路樹やガードレールなど屋外広告物を出せないものを禁止物件としています。

禁止地域以外を、市長の許可を受けることによって屋外広告物を掲出できる許可地域としています。

○禁止地域（条例第6条）

良好な景観の保全を優先するため、次に掲げる地域又は場所には屋外広告物を設置できません。

■第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、生産緑地地区

■古墳、墓地

■史跡、名勝、文化財の指定地域等

■官公署、学校、図書館、博物館、音楽堂、公会堂、体育館及び記念塔の建造物の敷地

■第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、景観地区、風致地区、特別緑地保全地区、都市景観形成推進地区、保安林、道路・鉄道・軌道等のうち市長が指定する地域

○禁止物件（条例第7条）

次に掲げる物件には、屋外広告物等を設置できません。

■広告物・掲出物件を設置できない物件

①橋梁・地下道の上屋 ②街路樹等 ③形像・記念碑 ④景観重要建造物・景観重要樹木 ⑤トンネル・高架構造物・道路の分離帯・道路又は鉄道の擁壁 ⑥街灯・信号機・道路標識・歩道柵・駒止め・里程標 ⑦消火栓・火災報知機・火の見やぐら ⑧郵便ポスト・電話ボックス・電力用地上設置機器 ⑨送電塔・送受信塔・照明塔 ⑩都市景観形成建築物等 ⑪その他市長が特に必要と認めるもの

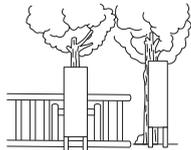
■はり紙・はり札、広告旗、立看板等を設置できない物件

電柱、電話柱、街灯、アーケード柱・アーチ

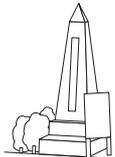
①橋りょう、地下道の上屋



②街路樹、路傍樹等



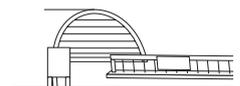
③形像、記念碑



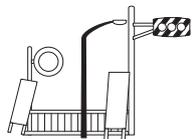
④景観重要建造物、景観重要樹木



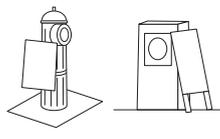
⑤トンネル、高架構造物、道路の分離帯、道路・鉄道の擁壁



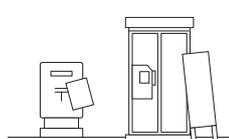
⑥街灯、信号機、道路標識、道路上の柵、駒止め等



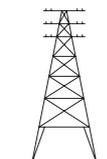
⑦消火栓、火災報知器等



⑧郵便ポスト、電話ボックス等



⑨送電塔、送受信塔等



⑩都市景観形成建築物等



○許可地域（条例第13条）

許可基準に適合し、市長の許可を受けることで、次に掲げる地域では屋外広告物を設置することができます。

禁止地域を除くすべての地域を許可地域とし、許可基準が異なる次の3区域に区分しています。

重点制限区域 第1種中高層住居専用地域・第2種中高層住居専用地域

一般制限区域 重点制限区域及び制限緩和区域を除く区域

制限緩和区域 商業地域及び近隣商業地域



※上記区域や用途地域は、豊中市の窓口及び市ホームページの「地図情報とよなか」で公開しています。

4. 制限・許可基準の一覧

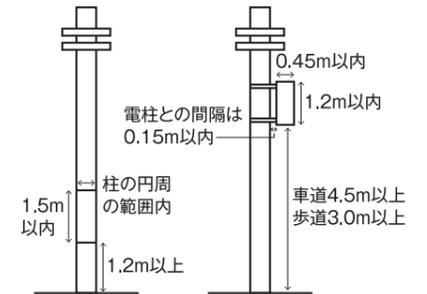
許可地域 (禁止地域を除くすべての地域)			
許可基準に適合し、市長の許可を受ければ屋外広告物が表示できる地域です。 許可地域は、まちなみに合わせて、制限内容や許可基準を次の3つの区域に分けています。			
許可地域区分	I 重点制限区域	II 一般制限区域	III 制限緩和区域
許可地域区分	○第1種中高層住居専用地域 ○第2種中高層住居専用地域	○重点制限区域及び制限緩和区域を除く区域	○商業地域 ○近隣商業地域
共通基準	①蛍光・発光または反射を伴う塗料または材料を用いてはならない。 ②光源が露出し、もしくは点滅するものまたは映像装置若しくはこれに類するものを使用してはならない。(第1種、第2種中高層住居専用地域内に限る)		
個別基準	屋上広告物 <ul style="list-style-type: none"> 縦 (基礎含む) : 建造物の高さの1/3以内 $A \leq \text{取付壁面の面積}(W \times H) \text{の} 1/10$ 横 : 建造物の幅の範囲内 表示面積 : 取付壁面の面積の1/10以内 	<ul style="list-style-type: none"> 縦 (基礎含む) : 建造物の高さの1/3以内 横 : 建造物の幅の範囲内 	<ul style="list-style-type: none"> 縦 (基礎含む) : 建造物の高さの2/3以内 横 : 建造物の幅の範囲内
	壁面広告物 <ul style="list-style-type: none"> 縦 : 建造物の高さの1/2以内 横 : 建造物の幅の範囲内 表示面積 : (1)取付壁面の面積の1/5以内かつ (2)1建造物につき30㎡以内 $A, B, C \leq \text{取付壁面の面積}(W \times H) \text{の} 1/5 \text{ かつ } A+B+C \leq 30\text{㎡}$	<ul style="list-style-type: none"> 縦 : 建造物の高さの1/2以内 横 : 建造物の幅の範囲内 表示面積 : (1)取付壁面の面積の1/5以内かつ (2)1建造物につき50㎡以内 $A, B, C \leq \text{取付壁面の面積}(W \times H) \text{の} 1/5 \text{ かつ } A+B+C \leq 50\text{㎡}$	<ul style="list-style-type: none"> 縦 : 建造物の高さの範囲内 横 : 建造物の幅の範囲内 表示面積 : 取付壁面の面積の1/5以内 $A, B, C \leq \text{取付壁面の面積}(W \times H) \text{の} 1/5$
	突出広告物 <ul style="list-style-type: none"> 上端 : 取付壁面の高さを超えないこと 突出し幅 : 取付壁面から1.0m以内 道路上への突き出しがないこと 掲出個数 : 1建造物につき2個以内 	<ul style="list-style-type: none"> 上端 : 取付壁面の高さを超えないこと 突出し幅 : 取付壁面から1.0m以内 道路上への突き出しがないこと 	<ul style="list-style-type: none"> 上端 : 取付壁面の高さを超えないこと 突出し幅 : 取付壁面から1.5m以内 道路上への突出し幅 : 1.0m以内 地上から最下端までの距離 : 車道上4.5m以上 歩道上2.5m以上
	地上広告物 <ul style="list-style-type: none"> 地上から最上端までの距離 : 10m以内 表示面積合計 : 20㎡以内 $A \leq 20\text{㎡}$ $h \leq 10\text{m}$	<ul style="list-style-type: none"> 地上から最上端までの距離 : 15m以内 表示面積合計 : 40㎡以内 $A+B \leq 40\text{㎡}$ $h \leq 15\text{m}$	<ul style="list-style-type: none"> 地上から最上端までの距離 : 15m以内 表示面積合計 : 50㎡以内 $A, B \leq 50\text{㎡}$ $h \leq 15\text{m}$
工作物に設置する広告物 <ul style="list-style-type: none"> 縦の長さ : 工作物等の高さの1/2以内 表示面積 : 表示される面の面積の1/10以内 $A \leq \text{表示される面の面積}(W \times H) \text{の} 1/10$ $H \leq 1/2H$	<ul style="list-style-type: none"> 縦の長さ : 工作物等の高さの1/2以内 $H \leq 1/2H$	<ul style="list-style-type: none"> 縦の長さ : 工作物等の高さの範囲内 $H \leq H$	

電柱、停留所、車両に表示する場合の制限 [条例第9条]

以下の広告物には、表示方法に制限があります。

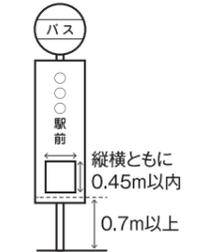
○電柱・電話柱

- 地色は白色または彩度3以下の色
- 蛍光、発光、反射を伴う材料や塗料は不可
- 巻き付け、突き出しは、柱一本につき1個



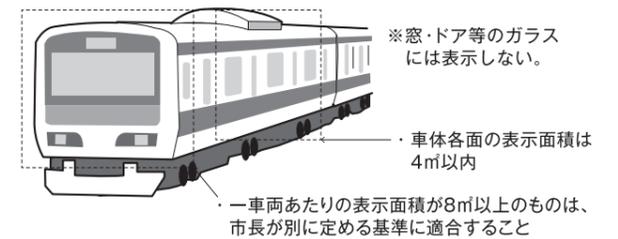
○停留所標識

- 赤色、黄色その他これらに類する地色は不可
- 蛍光、発光、反射を伴う材料や塗料は不可
- 道路等の進行方向面に掲出しないこと

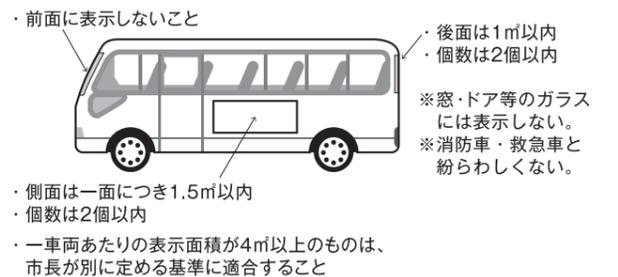


○車両を利用するもの

- ◇電車 (1車両あたりの表示面積 8㎡未満のもの)



- ◇路線バス (1車両あたりの表示面積 4㎡未満のもの)



- ◇その他広告宣伝車 : 消防車、救急車と紛らわしくない

5. 基本的な景観配慮事項

(凡例)



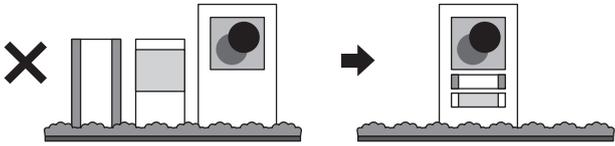
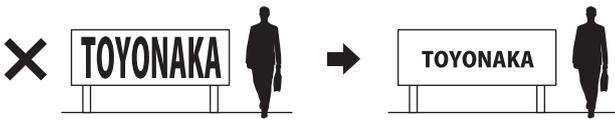
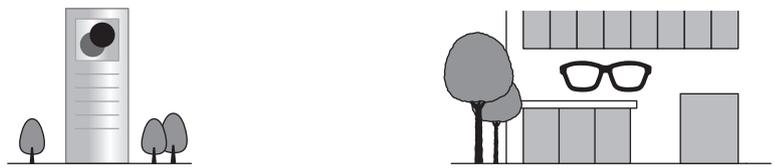
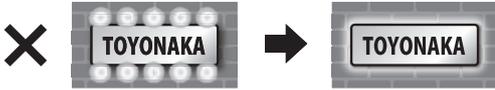
避けて
ほしい例



改善例

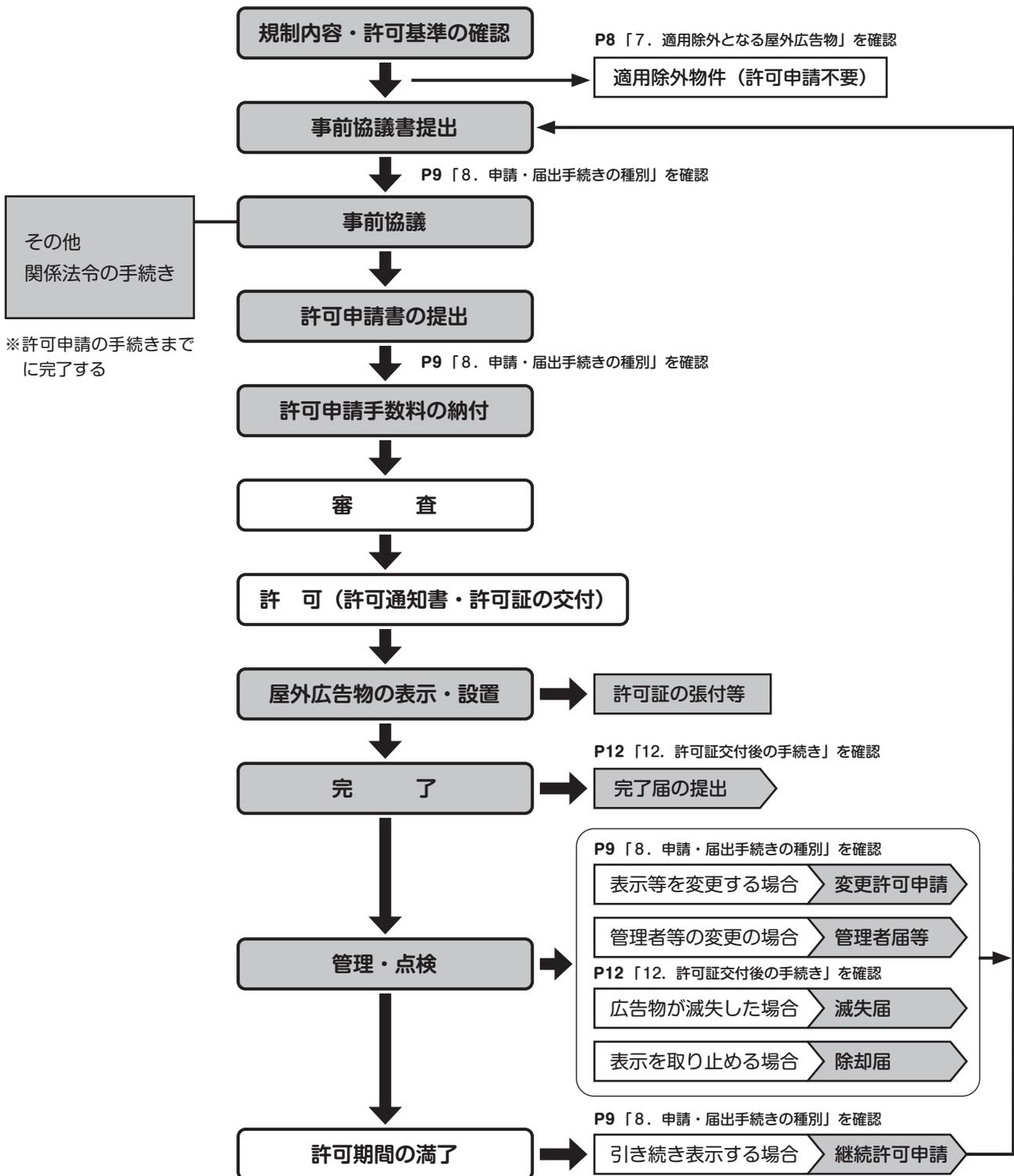
<p>(1) 大きさ</p> <p>大きすぎると、威圧感を与えやすいため、右の点に配慮しましょう。</p>	<p>【景観配慮内容】</p> <p>○ 周囲との調和に配慮し、必要最小限にする。</p> <p>・ 必要最小限の大きさにする</p> <p>・ まちなみに適した大きさにする</p>
<p>(2) 掲出位置</p> <p>建築物等の意匠とのバランスを損なったり、通行の妨げとなりやすいため、右の点に配慮しましょう。</p>	<p>【景観配慮内容】</p> <p>○ 建築物の意匠とのバランスを考慮し、敷地内におさめる。</p> <p>・ 建築物の意匠とのバランスを考える (特に屋上広告は避ける)</p> <p>・ 道路へのはみ出しは避ける</p>
<p>(3) 形態</p> <p>建築物等の意匠との不調和はまちなみを乱しやすいため、右の点に配慮しましょう。</p>	<p>【景観配慮内容】</p> <p>○ 掲出する場所と一体感のある形態を工夫する。</p> <p>・ 建築物等との一体感を高める形態を工夫する</p> <p>・ 奇抜な形態としない</p>
<p>(4) 素材</p> <p>長期間の掲出に耐えられることができる素材にすることが重要であるため、右の点に配慮しましょう。</p>	<p>【景観配慮内容】</p> <p>○ 汚れにくく耐久性のある素材を用いる。</p> <p>・ 丈夫で安全、汚れにくい材質にする</p> <p>・ 木材等の素材が持つ質感、エイジングの効果をいかす</p>
<p>(5) 色彩</p> <p>鮮やかな色彩が氾濫すると、まちなみが雑然としやすいため、右の点に配慮しましょう。</p>	<p>【景観配慮内容】</p> <p>○ 周囲との調和に配慮し、けばけばしい色彩やコントラストの強い配色を避ける。</p> <p>・ まちなみに配慮した色彩にする</p> <p>・ 地色は建築物や周辺と調和する色彩にする</p> <p>☆ 鮮やかな CI カラーを屋外広告物に用いる時には、彩度を抑える等の工夫を取り入れる</p> <p>・ 歴史的なまちなみにおいては落ち着いた色彩を用いる等、まちなみに調和した色彩にする</p>



<p>(6) 数量</p> <p>過大な掲出はまちなみを乱しやすいため、右の点に配慮しましょう。</p>	<p>【景観配慮内容】</p> <p>○ 広告物の整理をはかり、集合化する。</p> <p>・整理・集合化等による適切な量にする</p> 
<p>(7) 表示内容・表現方法</p> <p>乱雑な表示等は不快感を与えやすいため、右の点に配慮しましょう。</p>	<p>【景観配慮内容】</p> <p>○ すっきりとした、分かりやすい表示内容・表現方法を工夫する。</p> <p>・嫌みのない心地よい表示内容にする</p> <p>・すっきりとした分かりやすい表示内容にする（情報を絞り込む等）</p>  <p>・適度に視認できる文字の大きさとし、過剰な大きさとしな</p>  <p>・すっきりとしたわかりやすい表現方法にする</p> <p>・店舗の特徴を表現に取り入れる等、形態・意匠を工夫する</p>  <p>☆ シンボルマークやロゴタイプを使う時には、切り文字にする、建築物と一体化する等の工夫を取り入れる</p>
<p>(8) 支持柱・照明器具等</p> <p>付属物が目立つとまちなみを乱しやすいため、右の点に配慮しましょう。</p>	<p>【景観配慮内容】</p> <p>○ 支持柱や照明器具等の見え方にも配慮し、周辺と調和させる。</p> <p>・広告物をひきたてる支持柱の色彩にする</p> <p>・夜間景観に配慮した品の良い照明にする</p> 
<p>(9) 照明方法</p> <p>過度な照明は夜間景観を乱しやすいため、右の点に配慮しましょう。</p>	<p>【景観配慮内容】</p> <p>○ 周囲に悪影響を与えない照明方法にする。</p> <p>・周囲に悪影響を及ぼさない照明方法にする（ストロボ光、回転灯、点滅照明等は避ける）</p> <p>☆ デジタルサイネージ（大型のディスプレイ等に画像や動画を表示する広告）は避ける</p> <p>☆ 照度が高い照明は避ける</p> 

6. 手続きのながれ

屋外広告物を表示または掲出物件を設置する際は、市長の許可が必要です。許可申請等の手続きは以下のとおりです。



- ・事前協議に2～3週間、許可申請から許可証の交付まで1週間程度かかります。
- ・必要書類については P9 「8. 申請・届出手続きの種別」をご確認ください。
- ・継続許可申請を行う場合は、許可期間満了の7日前までに許可を受ける必要があります。
- ・適用除外となる物件でも「景観計画区域内における行為の届出」等が必要になる場合があります。

7. 適用除外となる屋外広告物

以下の屋外広告物については、許可及び禁止規定の適用が除外されるものがあります。
(条例第10条・条例第13条)

○社会生活上必要性のある屋外広告物

社会生活を営む上で必要性の高い屋外広告は、規制の全部又は一部の適用が除外されます。

■適用が除外される規制

禁止地域（条例第6条）、禁止物件（条例第7条）、許可地域（条例第13条）
表示方法等の制限（条例第9条）

屋外広告物の種類	許可の要否	除外される規制	面積・大きさ	掲出位置	その他
他の法令の規定により表示・設置するもの	許可不要	・禁止地域 ・禁止物件 ・許可地域 ・表示方法等の制限	—	—	—
公職選挙法による選挙運動のために使用するポスター、立札、掲出物件			—	—	—
道先案内図その他公共上やむを得ないもので、公共団体又は公益法人その他これに類する団体が表示・設置するもの			40㎡以内	—	面積が40㎡を超える場合は、届出が必要
自家用広告物			7㎡以内	—	—
葬儀・祭礼のため一時的に表示・設置するもの			—	—	—
講演会・展覧会・音楽会その他これらに類する催物のためその会場の敷地内に表示・設置するもの			—	—	—
自己の管理する土地又は物件にその管理上の必要に基づき表示するもの	許可不要	・禁止地域	7㎡以内	上端までの高さ：5m以内	—
公益上必要な施設又は物件に寄贈者名等を表示するもの			0.5㎡以内 表示方向から見て当該施設等の外郭線を一平面とみなした場合の面積の1/20以内	—	—
車両・船舶・航空機等に表示・設置するもの	※ 許可不要	・禁止地域	—	—	(※)車両においては、自家用広告物、又は政治活動・文化活動等の収益を目的としない活動のために表示するものに限る
教育文化施設・医療施設・社会福祉施設を利用する自家用広告物、又はそれら施設の敷地内にある自家用広告物	許可必要	・禁止地域	—	—	—
電柱・停留所標識を利用するもの			—	—	はり紙・はり札・広告旗・立看板等は電柱・電話柱に設置してはならない
道先案内図その他公衆の利便に供するもの			5㎡以内	上端までの高さ：5m以内	掲出個数は2個以内
営利を目的としない広告物等	許可不要	・禁止地域	はり紙等：縦1.2m かつ横0.8m以内 立看板等：縦2.0m かつ横1.5m以内	—	設置者・管理者の氏名・名称・連絡先及び、表示期間の始終期が明示されていること 立看板・広告旗の縦については、脚部も含む
掲出期間が30日を超えない、はり紙・はり札・広告旗・立看板等			—	はり紙等：縦1.2m かつ横0.8m以内 立看板等：縦2.0m かつ横1.5m以内 広告旗：縦2.0m かつ横0.5m以内	—

○公共施設等への掲出が認められる屋外広告物

自治会や公共団体などが以下のような取組みのために掲出する屋外広告物においては、禁止規定の適用が除外される場合があります。

■適用が除外される規制

禁止地域（条例第6条）、禁止物件（条例第7条）、表示方法等の制限（条例第9条）

(1) 次に示す活動主体が行う地域における公共的な取組みに要する費用に充てるために、表示又は設置する場合。

【活動主体】 公共団体、自治会、商店街振興組合、特定非営利活動法人等

【公的な取組み】

道路の清掃・美化活動／街灯・ベンチ・上屋等の整備又は管理／公共団体及び地域住民等が実施する催物／道路環境の向上・防犯等地域における公共的な取組み

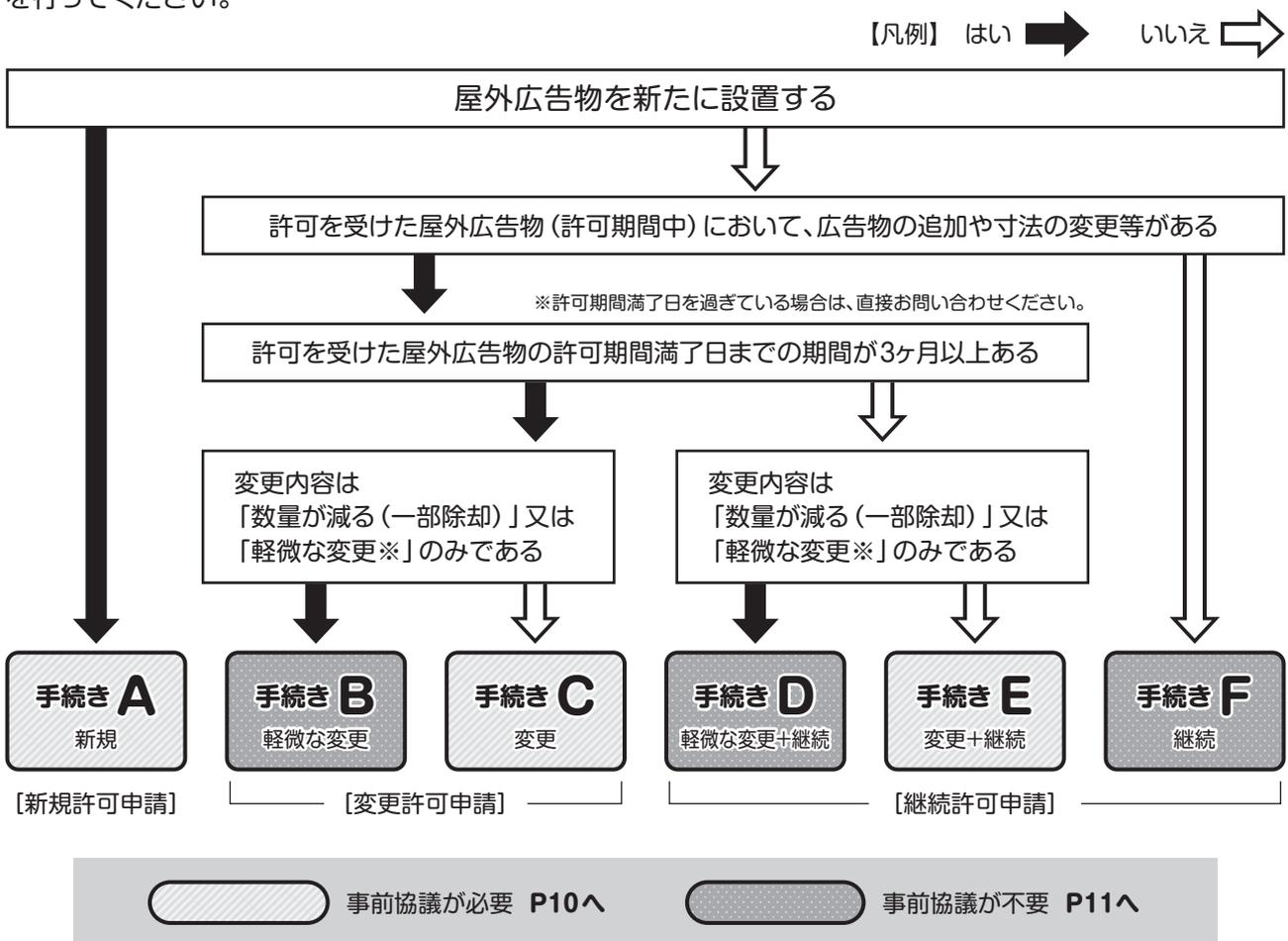
(2) 豊中市又は大阪府が管理する道路の維持、修繕その他の管理に要する費用に充てるために、広告主との契約に基づき、その管理する道路に表示又は設置するもの。

8. 申請・届出手続きの種別

○許可申請手続き種別の確認

手続きの内容によって、必要な書類が異なります。

許可を受ける屋外広告物が、どの手続きに該当するかを下記フロー図でご確認いただき、必要な手続きを行ってください。



※「軽微な変更」

下記例のような変更内容で、助言・指導を不要とする変更であると本市が判断するものです。該当するかどうかは、手続き前に本市へご確認ください。

【例：料金表示・営業時間など数字のみの変更、企業名・ロゴマークの変更 など】

9. 事前協議について

申請は、市役所窓口、郵送、電子申込システムでおこなっていただけます。



豊中市では、屋外広告物の許可申請が必要な物件について事前協議の制度を設け、許可基準の確認や景観配慮指針に基づく、助言・指導を行っております。(条例第12条)

また、豊中市景観計画(平成20年策定)では、豊中市全域を景観計画区域に指定しており、うるおいのある美しい都市景観を形成するために、一定規模を超える建築物や工作物の新築等及び大規模な広告物の設置等の行為は、景観法及び豊中市都市景観条例に基づく届出が必要です。

屋外広告物のデザインについては、景観配慮指針(以下表)やまちなみづくりの手引き(屋外広告物編)に基づく助言・指導を行っています。景観に配慮した設計・計画となるよう、ご協力をお願いします。

■景観配慮指針より(4) 広告物を抜粋

景観配慮項目	景観配慮内容
① 大きさ [大きすぎると、威圧感を与えやすい]	○周囲との調和に配慮し、必要最小限にする。
② 掲出位置 [建築物等の意匠とのバランスを損なったり、通行の妨げとなりやすい]	○建築物の意匠とのバランスを考慮し、敷地内におさめる。
③ 形態 [建築物等の意匠との不調和はまちなみを乱しやすい]	○掲出する場所と一体感のある形態を工夫する。
④ 素材 [長期間の掲出に耐えることができる素材にすることが重要]	○汚れにくく耐久性のある素材を用いる。
⑤ 色彩 [鮮やかな色彩が氾濫すると、まちなみが雑然としやすい]	○周囲との調和に配慮し、けげばしい色彩やコントラストの強い配色を避ける。
⑥ 数量 [過大な掲出はまちなみを乱しやすい]	○広告物の整理をはかり、集合化する。
⑦ 表示内容・表現方法 [乱雑な表示等は不快感を与えやすい]	○すっきりとした、分かりやすい表示内容・表現方法を工夫する。
⑧ 支持柱・照明器具等 [付属物が目立つとまちなみを乱しやすい]	○支持柱や照明器具等の見え方にも配慮し、周辺と調和させる。
⑨ 照明方法 [過度な照明は夜間景観を乱しやすい]	○周囲に悪影響を与えない照明方法にする。

○事前協議における提出書類一覧表

P9でご確認いただいた各手続きに必要な書類は以下のとおりです。正本・副本で2部ご提出ください。手続きを代理人に委任する場合は、別途委任状が必要です。ご注意ください。※1

(○) 必須 (△) 必要に応じて要添付 (☆) 変更が生じる部分のみ要添付

添付書類	手続き種別	新規許可申請	変更許可申請		継続許可申請		
		A	B	C	D	E	F
事前協議書【様式第2号】		○	—	○	—	○	—
付近見取り図 方位、申請広告物の位置を図示したもの		○	—	○	—	○	—
配置図(立面図) 建築物等、広告物の位置を図示したもの		○	—	○	—	○	—
現況カラー写真 設置場所がわかるもので、現況を撮影したもの		○	—	○	—	○	—
意匠図(カラー) 色彩(マンセル値)、意匠、表示面積を明示したもの		○	—	☆	—	☆	—
景観配慮指針チェックリスト ※2		△	—	△	—	△	—

※1 その他、行為の内容によって上表に記載されているもの以外の書類の提出を求める場合があります。

※2 添付が必要となる条件は下記のとおりとなります。

「景観配慮指針チェックリスト」 豊中市都市景観条例第18条第2項各号で定める一定規模以上の場合、要添付



景観配慮指針は、市ホームページで見ることができます。



まちなみづくりの手引き(屋外広告物編)は、市ホームページで見ることができます。



10. 許可申請手続きについて

申請は、市役所窓口、郵送、
電子申込システムで
おこなっていただけます。



P10の事前協議が終了した広告物（手続き種別 A、C、E）及び、P9の軽微な変更、継続、軽微な変更を含む継続を行う広告物（手続き種別 B、D、F）は許可申請の手続きが必要です。（条例第13条、第14条第1項・第4項）

○許可申請手続きの種類別における添付書類一覧表

P9でご確認いただいた各手続きに必要な書類は以下のとおりです。正本・副本で2部ご提出ください。手続きを代理人に委任する場合は、別途委任状が必要です。ご注意ください。※1

(○) 必須 (△) 必要に応じて要添付 (☆) 変更が生じる部分のみ要添付

添付書類	手続き種別	新規許可申請	変更許可申請		継続許可申請		
		A	B	C	D	E	F
屋外広告物許可申請書【様式第3号】		○	—	—	○	○	○
屋外広告物変更許可申請書【様式第7号】		—	○	○	—	—	—
付近見取り図 方位、申請広告物の位置を図示したもの		—	○	—	○	—	○
配置図（立面図） 建築物等、広告物の位置を図示したもの		—	○	—	○	—	○
現況カラー写真 設置場所がわかるもので、現況を撮影したもの		—	○	—	○	—	○
景観配慮指針チェックリスト ※ 2		—	△	—	△	—	—
意匠図（カラー） 色彩（マンセル値）、意匠、表示面積を明示したもの		—	☆	—	☆	—	—
構造図 形状、寸法、材料、構造等が確認できるもの		○	☆	☆	☆	☆	—
承諾書 ※ 2		△	△	△	△	△	△
屋外広告物自主点検結果報告書【様式第6号】 ※ 2		—	—	—	△	△	△
道路占用許可書（写し） ※ 2		△	△	△	△	△	△
返信用封筒（副本返却用） ※ 3		△	△	△	△	△	△

※1 その他、行為の内容によって上表に記載されているもの以外の書類の提出を求める場合があります。

※2 添付が必要となる条件は下記のとおりとなります。

- 「景観配慮指針チェックリスト」 豊中市都市景観条例第18条第2項各号で定める一定規模以上の場合、要添付
- 「承諾書」 広告物の設置場所が申請者以外の所有又は管理に属する場合、要添付
- 「屋外広告物自主点検結果報告書」 広告物の高さが4メートルを超える場合、要添付
- 「道路占用許可書（写し）」 突き出し広告物等の設置場所が道路等の上空を占用する場合、要添付

※3 郵送で副本の返却をご希望される場合は、切手を貼付した返信用封筒が必要です。

11. 許可手数料と許可の期間

屋外広告物の許可申請には、屋外広告物の種類や面積に応じた許可申請手数料が必要となります。(条例第15条) 許可申請手数料は、原則として許可申請書の提出時に都市計画課窓口にてお支払いください。

なお、納付書によりお近くの市指定金融機関でお支払いいただくこともできますが、その際は納付書の発行手続きが必要となりますので、許可申請書の提出前にご相談ください。

区分		金額	許可期間
アドバルーン		1個につき650円	30日以内
広告幕		1枚につき350円	30日以内
立看板		1枚につき200円	30日以内
はり紙・はり札	100枚以下のもの	250円	30日以内
	100枚を超えるもの	250円に、100枚又は100枚に満たない端数を増すごとに250円を加算した金額	30日以内
車両を利用するもの	4㎡未満のもの	1個につき250円	2年以内
	上記以外のもの	1台につき2,000円	2年以内
広告塔・広告板	2㎡未満のもの	1件につき450円	2年以内
	2㎡以上5㎡以下のもの	1件につき1,000円	2年以内
	5㎡を超えるもの	1件につき1,000円に、5㎡又は5㎡に満たない端数を増すごとに1,000円を加算した金額	2年以内

12. 許可証交付後の手続き

- ・許可期間満了後も引き続き広告物を表示する場合（継続許可）や、許可を受けた広告物に変更・追加が生じる場合（変更許可）は、別途手続きが必要です。（条例第14条）詳しくはP7「6. 手続きのながれ」をご覧ください。
- ・許可に係る工事を完了の後、速やかに「屋外広告物工事完了届出書」を提出してください。（条例第16条）
- ・許可を受けた事項のうち、申請者の住所や氏名等に変更が生じた場合は「屋外広告物変更届出書」を提出してください。（条例第14条第3項）
- ・管理者の住所や氏名等に変更が生じた場合は「屋外広告物管理者届出書」を提出してください。（条例第17条第2項）
- ・広告物を滅失した場合は「屋外広告物滅失届出書」を提出してください。（条例第18条）
- ・広告物を除却した場合は「屋外広告物除却届出書」を提出してください。（条例第20条）

手続き	書類名	備考
工事完了時 (正本のみ)	屋外広告物工事完了届出書【様式第9号】	
	完了写真(カラー)	許可を受けた広告物の全てが確認できるもの

手続き	書類名	備考
その他 (正本・副本)	屋外広告物変更届出書【様式第8号】	申請者(協議者)及び施工者の住所・氏名、工事完了予定日に変更があった場合
	屋外広告物管理者届出書【様式第11号】	管理者の設置※及び管理者の住所・氏名に変更があった場合

※事前協議書及び許可申請書に管理者名及び住所、氏名を記載した場合は省略できます。

手続き	書類名	備考
滅失時又は 除却時 (正本のみ)	屋外広告物滅失届出書【様式第12号】	一部のみの消失又は除却を行う場合は 変更許可申請 を行ってください(事前協議含む)
	屋外広告物除却届出書【様式第13号】	
	現況カラー写真	許可を受けた広告物の全てが滅失及び除却されているのが確認できるもの

13. 屋外広告業の登録手続きについて

豊中市内で、屋外広告業を営もうとする場合は、屋外広告業の登録（条例第30条）が必要です。
 ただし、大阪府知事登録を受けた屋外広告業を営む方が、豊中市内で屋外広告業を営む場合、豊中市に届出をしていただくことで、市の登録事業者とみなす特例届出制度（条例第43条）があります。

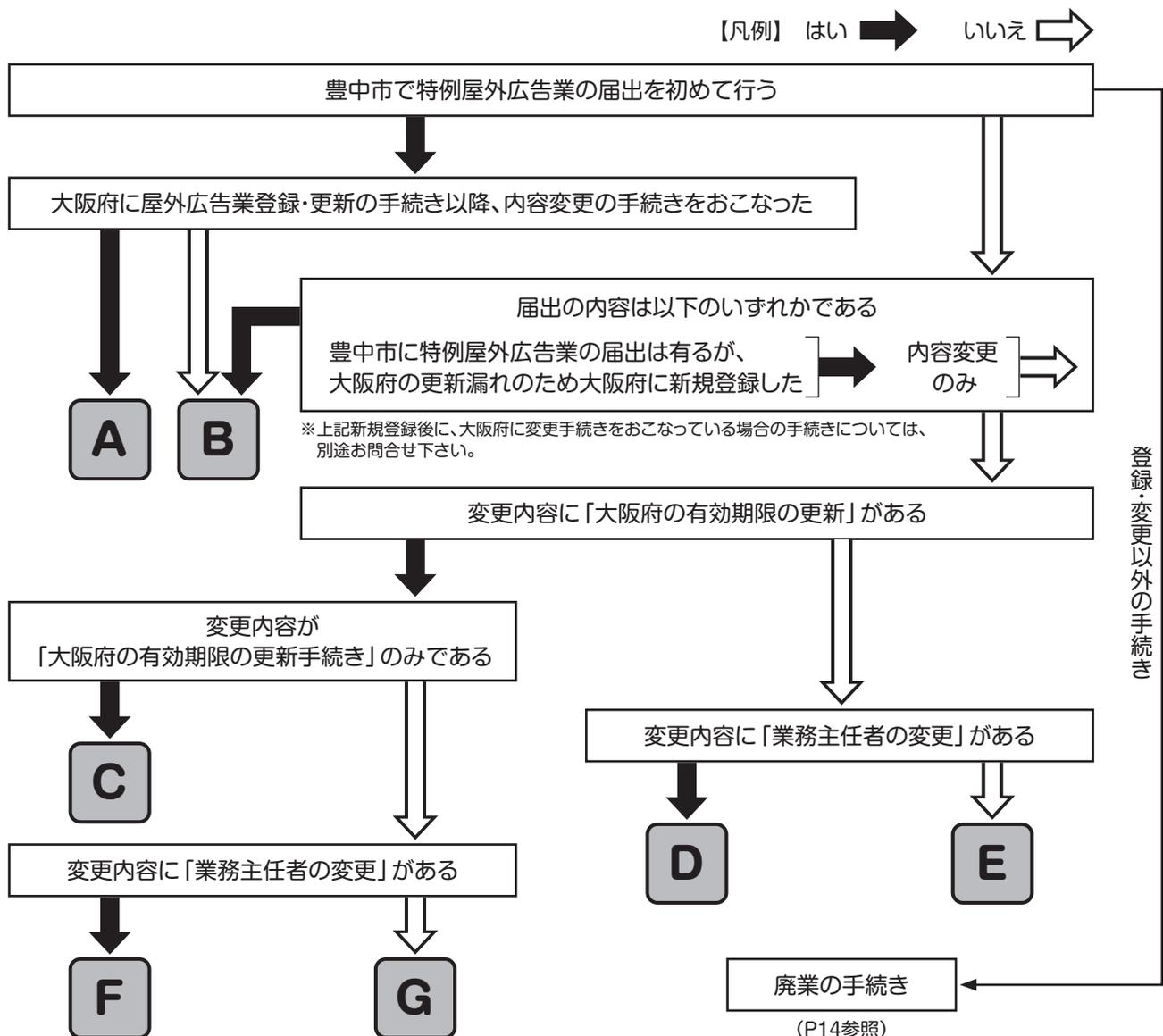
屋外広告業の登録手続きについては、電話にてお問合せください。（巻末“お問い合わせ先”参照）

14. 屋外広告業の特例届出手続きについて

大阪府知事登録を受けた屋外広告業を営む方が、豊中市域内で屋外広告業を営む場合（屋外広告物の工事を行う場合など）は、所定の様式により豊中市長に府の登録事業者である旨を届出することで、豊中市の登録業者とみなされる特例届出制度があります。

○特例届出手続きの種別確認

下記フロー図で手続き種別を確認し、届出に必要な提出書類を一覧表（P14）でご確認ください。



○特例屋外広告業の届出における内容別添付書類一覧表

P13でご確認いただいた各手続きに必要な書類は以下のとおりです。

正本・副本で2部ご提出ください。手続きを代理人に委任する場合は、別途委任状が必要です。ご注意ください。

申請は、市役所窓口、郵送、電子申込システムでおこなっていただけます。



(○) 必須 (△) 必要に応じて要添付 (☆) いずれか1つ

添付書類	手続き種別	新規届出		変更届出				
		A	B	C	D	E	F	G
特例屋外広告業届出書【市様式第28号】		☆	☆	-	-	-	-	-
特例屋外広告業届出書【府内共通様式】		☆	☆	-	-	-	-	-
特例屋外広告業登録事項変更届出書【市様式第29号】		-	-	☆	☆	☆	☆	☆
特例屋外広告業届出事項変更届出書【府内共通様式】		-	-	☆	☆	☆	☆	☆
業務主任者の資格を証する書類（写し） 対象となる資格についてはページ下部参照		○	○	-	○	-	○	-
[大阪府]屋外広告業登録通知書（写し） 大阪府の收受印が押印されているもの		○	○	○	-	-	○	○
[大阪府]屋外広告業登録事項変更届出書（写し）		○	-	-	○	○	○	○
[大阪府]屋外広告業登録申請書副本1面・2面（写し） 大阪府様式第11号 大阪府の收受印が押印されているもの 別紙・継続用紙含む		○	○	○	-	-	○	○
返信用封筒（副本返却用）※		△	△	△	△	△	△	△

※ 返信用封筒について

新規届出：窓口（副本返却を郵送希望の場合）や郵送で書類を提出される場合は、切手を貼付した返信用封筒が必要です。

変更届出：窓口や郵送で書類を提出し、副本の返却を希望される場合は、切手を貼付した返信用封筒が必要です。

申請は、市役所窓口、郵送、電子申込システムでおこなっていただけます。



○特例屋外広告業の届出における廃業の手続きについて

手続き	書類名	備考
廃業時 （正本・副本）	屋外広告業廃業等届出書【市様式第21号】 または 屋外広告業廃業等届出書（特例届出関係）【府内共通様式】	以下の別表参照

別表

廃業等の届出理由	届出者
死亡した場合	その相続人
法人が合併により消滅した場合	その法人を代表する役員であった者
法人が破産手続開始の決定により解散した場合	その破産管財人
法人が合併及び破産手続き以外の理由により解散した場合	その清算人
豊中市の区域内において屋外広告業を廃止した場合	屋外広告業者であった個人又は屋外広告業者であった法人を代表する役員

MEMO

「業務主任者の資格を証する書類」の対象となる資格

- ・屋外広告士
- ・都道府県または政令指定都市・中核市が行う屋外広告物講習会の課程の修了者
- ・広告美術仕上げに関する、職業能力開発促進法の準則訓練修了者、職業訓練指導員免許保持者、技能検定合格者

15. 安全管理の義務と管理者の設置

近年、地震や度重なる台風などの影響により、屋外広告物の落下や倒壊の恐れが危惧されています。屋外広告物の落下等による人身事故等、公衆に対して危害を及ぼした場合、屋外広告物の所有者や管理者の責任が問われます。

○管理者の設置義務(条例第17条)

屋外広告物の表示者等は、許可を受けた広告物又は掲出物件を管理する者(管理者)を置かなければなりません。

管理者を置いたときは、遅滞なく屋外広告物管理者届出書を提出してください。また、管理者に変更(管理者の氏名、名称、住所もしくは所在地)があった場合は、遅滞なく屋外広告物管理者届出書を提出してください。

※許可申請時に、申請書に管理者名及び住所を記載した場合は、屋外広告物管理者届出書を省略することができます。

○管理の義務(条例第19条)

屋外広告物を、良好な景観の形成や風致の維持、公衆に対する危害防止の観点から、補修その他適正な管理を怠らないように、良好な状態に保持しなければなりません。

市は、管理が不十分であると認める場合、屋外広告物の表示者または管理者に対し、補修その他必要な措置を命ずることができます。

16. その他

○許可の取消し、除却命令等(条例第21条)

屋外広告物条例に違反した広告物については、その表示者や設置者、管理者に対して改修、移転、除却その他必要な処置を命じることがあります。また、これらが許可を受けたものであるときは、許可を取り消すことがあります。

○罰則(条例第49条～条例第54条)

屋外広告物条例に違反した場合は、1年以下の懲役や50万円以下の罰金に処せられることがあります。

また、法人の代表者又は法人もしくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して違反行為を行った場合は、その行為者だけでなく、その法人又は人に対しても罰則の規定が適用されます。

●お問い合わせ先

豊中市 都市計画推進部 都市計画課 景観形成係
〒560-0851 豊中市中桜塚3丁目1番1号
TEL : 06-6858-2419 FAX : 06-6854-9534

条例・様式等は
市ホームページ
をご覧ください

